

■ 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置について

再生可能エネルギー発電設備に対して、固定資産税（償却資産）を軽減する特例措置が適用されます。

1. 対象資産

再生可能 エネルギー 発電設備	H28. 4. 1～H30. 3. 31 取得分		H30. 4. 1 以降取得分			
	減額割合	適用要件	減額割合		適用要件	
太陽光 発電設備	最初の 3年間 1/3相当 分を減額	自家消費型太陽光発電設備（認定発電設備を除く。）で、国の補助を受けて取得した設備	1/3 3年間		10kW以上1,000kW未満 自家消費型太陽光発電設備（認定発電設備を除く。）で、国の補助を受けて取得した設備	
			1/4 3年間		1,000kW以上 自家消費型太陽光発電設備（認定発電設備を除く。）で、国の補助を受けて取得した設備	
風力発電 設備			1/4 3年間		20kW未満	
			1/3 3年間		20kW以上	
水力発電 設備			1/2 3年間		5,000kW未満	
			H30. 3. 31～R2. 3. 31 取得分		R2. 4. 1 以降取得分	
			減額割合	適用要件	減額割合	適用要件
			1/3 3年間	5,000kW以上 30,000kW未満	1/4 3年間	5,000kW以上 30,000kW未満
地熱発電 設備	最初の 3年間 1/2相当 分を減額		1/3 3年間		1,000kW未満	
			1/2 3年間		1,000kW以上	
バイオマス 発電設備		認定発電設備で、2万キロワット未満の設備	1/2 3年間		10,000kW未満	
			1/3 3年間		10,000kW以上20,000kW未満	

- (1) 認定発電設備とは
経済産業省（資源エネルギー庁）による「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」の認定を受けた発電設備です。
- (2) 太陽光発電設備の適用要件
再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて取得した設備（専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。）
【補助金を受ける要件】
 - ・発電量が10キロワット以上であること。
 - ・「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」において認定を受けていないこと。
 - ・自家消費を目的とした発電設備で、その年間発電量がひとつの需要先の年間消費電力量の範囲内であること。
- (3) バイオマス発電設備とは
バイオマスとは、動植物などから生まれた生物資源の総称で、バイオマス発電設備とは、木屑などの生物資源を「直接燃焼」したり、家畜の排泄物から発生するメタンガスを「ガス化」するなどして発電する設備です。（原油、石炭、可燃性天然ガス等を除く。）

2. 提出書類

- (1) 共通
償却資産にかかる課税標準の特例適用申請書
- (2) 太陽光発電設備
 - ・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けたことを証する書類の写し
- (2) 太陽光発電設備以外
 - ・経済産業省が発行する「再生可能エネルギー発電設備の認定について」の写し
 - ・電力会社との受給契約の成立を示す、連系開始日が記載された「特定契約書」などの写し